2026年9月6日

# 2026年 第39回 全日本420級セーリング選手権大会

# 兼 全日本女子420級セーリング選手権大会

# 第12回 全日本U17 420級セーリング選手権大会

## （2027年 国際420級世界選手権、オープンヨーロッパ選手権選考大会）

## 帆走指示書（SI）

帆走指示書（SI）の規則中の[NP]の表記は、艇は、他艇の規則違反に対し抗議できないことを意味する。これはRRS 60.1を変更している。
帆走指示書（SI）の規則中の[SP]の表記は、規則違反に対する標準的なペナルティーが、レース委員会またはテクニカル委員会によって、審問なしに課される可能性があることを意味する。これはRRS A5を変更している。

### 1 帆走指示書の変更

1.1 帆走指示書の変更は、それが発効する当日の最初のレース予告信号予定時刻の60分前までに掲示される。

### 2 行動規範［DP］

2.1 競技者および支援者は、レース委員会からの妥当な要求に応じなければならない。

2.2 競技者および支援者は、主催団体によって提供された装備の取扱い、または提供された広告の掲示を、その使用に関する指示に従い、その機能を妨げることなく、実行しなければならない。

### 3 陸上で発せられる信号

3.1 陸上で発せられる信号は、津ヨットハーバー艇庫前に設置された掲揚ポール掲揚される。

3.2 ［DP］ 音響1声とともに掲揚されるD旗は、「艇は、この信号が発せられるまでハーバーから離れてはならない」ことを意味する。
予告信号は、予定された時刻より前、またはD旗が掲揚された後40分より以前には発せられない。

3.3 予告信号予定時刻の40分前までにD旗が掲揚されない場合、そのレースのスタートは時間に定めなく延期されている。

### 4 レース日程

4.1 NOR 7.1の大会日程の変更は、それが発効する前日の20時までに掲示される。

4.2　1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する最低5分以前に、音響1声とともにオレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚する。

## 5　クラス旗

5.1　クラス旗は、「白色地の420旗」とする。

## 6　コース

6.1　SI 付属文書1「コース図」は、レグ間のおおよその角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

6.2　予告信号以前に、レース委員会の信号船に、最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

6.3　SI 付属文書1「コース図」において、3レグ以上帆走したマークでフィニッシュすることでコース短縮することがある。ただし、マーク1とマーク1a(オフセットマーク)間は1レグとしてカウントしない。

## 7　マーク

7.1　マークは、以下のとおりとする。

| | |
|---|---|
| マーク　1、4p、4s | 黄色の円筒形ブイ |
| オフセットマーク　1a | 黄色の円筒形・細長ブイ |
| 新マーク | オレンジ色の円筒形ブイ |
| スタートラインマーク | SS：レース委員会信号船<br>SP：レース委員会船 |
| フィニッシュラインマーク | FS：黄色の円筒形・細長ブイ<br>FP：レース委員会信号船 |

## 8　スタート

8.1　スタート・ラインは、スタート・マーク上のオレンジ旗を掲揚しているポールの間とする。

8.2　スタート信号後3分以内にスタートしない艇は、審問なしに『スタートしなかった（DNS)』と記録される。

これはRRS A5を変更している。

8.3　RRS 30.4(黒色旗規則)に以下を変更、および追加して適用する。

(a) セール番号は、レース委員会信号船に掲示する。セール番号を掲示する時に長音が発せられる。

(b)[DP]セール番号が掲示された艇は、新しい準備信号までにスタート・エリア及び艇がレースを行っている間に通常帆走すると考えられるエリアから離れなければならない。それに従わない場合、その艇は審問なしにDNEとされる場合がある。

## 9　コースの次のレグの変更

9.1　コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し、またはフィニッシュ・ラインを移動し、もしくは風下マークを移動する。新しいマークを設置した場合、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

## 10　フィニッシュ

10.1　フィニッシュ・ラインは、レース委員会信号船上の青色旗を掲揚しているポールと、もう一方の端のフィニッシュ・マークのコース側の間とする。

## 11　ペナルティー方式

11.1　[SP] の記された規則に対する標準ペナルティーを課された艇は、得点略語「 STP 」を用いて記録される。これは、RRS A10 を変更している。

11.2　RRS T1 に基づく「レース後のペナルティー」を履行した艇は、得点略語 PRP を用いて記録される。これは RRS A10 を変更している。

11.3 RRS 50.1(b) 、クラスルール違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会の裁量で失格よりも軽減することができる。

## 12　タイム・リミットとターゲット・タイム

12.1　マーク１のタイム・リミット、レース・タイム・リミット（RRS 35 参照)、フィニッシュ・ウインドウ、およびターゲット・タイムを下表に示す。

| マーク１の<br>タイム・リミット | レース・<br>タイム・リミット | フィニッシュ・<br>ウインドウ | ターゲット・<br>タイム |
|---|---|---|---|
| 25 分 | 70 分 | 15 分 | 45 分 |

12.2　マーク１のタイム・リミット内に１艇も最初のマークを通過しなかった場合、レースは中止される。

12.3　フィニッシュ・ウインドウとは、RRS30.3 及び 30.4 に違反しないでスタートした最初の艇がコースを帆走した後、艇がフィニッシュする時間のことである。フィニッシュ・ウインドウ内にコースを帆走できなかった艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった」（DNF）と記録される。これは、RRS 35、A 5.1、A 5.2 を変更している。

12.4　ターゲット・タイムどおりとならなくても、救済要求の根拠とはならない。これは RRS 61 を変更している。

## 13　審問要求

13.1　抗議締切時刻は、その日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、本日これ以上レースは行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分とする。時刻は公式掲示板に掲示される。

13.2　審問要求書の様式は、伊勢湾海洋スポーツセンター3 階にあるレース・オフィスで入手できる。

13.3　審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に、審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後 30 分以内に通告が掲示される。審問は、伊勢湾海洋スポーツセンター3 階にあるプロテスト・ルームにて掲示された時刻に始められる。

13.4　レース委員会、テクニカル委員会またはプロテスト委員会による抗議を規則 60.2(d)に基づき伝えるために、公示する。

13.5　標準ペナルティーを課せられた艇のリスト及び付則 P に基づき RRS 42 違反に対するペナルティーを課された艇のリストは掲示される。

13.6　艇は、掲示された得点、またはシリーズ成績に誤りがあると判断した場合、レース・オフィスにある所定の様式に必要事項を記載し、レース委員会に得点照会をすることで、得点及び成績の訂正を要求することができる。

13.7　SI13.6 に基づく得点照会の結果として要求する根拠を知った後に提出された救済要求は、以下の（a)と(b)の双方の条件が満たされた場合に限り、 RRS 61.2 の期限を満たしている。

(a) 得点またはシリーズ成績が公式掲示板に掲示された後、常識的にできるだけ早く得点照会が行われた。

(b) 救済要求は、得点照会に対するレース委員会からの回答が公式掲示板に掲示された後、常識的にできるだけ早く提出された。これは、 RRS 61.2 を変更している。

## 14　安全規定

14.1　レースに参加(出艇)しない艇は、レース・オフィスにある所定の様式に必要事項を記載し、レース委員会に提出しなければならない。

14.2　［SP］出艇申告は艇の艇長の署名をもって行う。出艇しようとする艇の艇長は所定の用紙に署名した後に、出艇しなければならない。署名用紙は、その日の最初のレースの予告信号予定時刻の少なくとも 60 分前から D 旗掲揚後 20 分の間は、津ヨットハーバー1 階艇庫前に用意される。

その後は適宜、津ヨットハーバー1 階艇庫前またはレース・オフィスに用意される。

14.3　[SP]帰着申告は艇長の署名をもって行う。帰着した艇の艇長は、速やかに所定の用紙に署名しなければならない。

帰着申告の締切時間は、その日の最終レースの最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、本日これ以上レースは行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分とする。ただし、レース委員会の裁量により、この時間は延長されることがある。

署名用紙は、通常時は津ヨットハーバー1 階艇庫前に用意されるが、荒天時等迅速に帰着確認が必要な場合には、着艇するスロープ付近に用意されることがある。

14.4　[SP]レースの中止または延期により一時的に帰着した場合も、SI14.3 に準じて帰着申告を行わなければならない。中止または延期されたレースが再開される場合は、SI14.2 に準じて再度、出艇申告を行わなければならない。

14.5　［SP］SI19「トラッキングシステム」により追跡装置（トラッキングシステム）の端末機器の搭載が指示された場合は、端末機器の受取・返却をもって SI14.2 及び SI14.3 の艇の艇長の署名に代える。また、この場合は、SI14.4 は適用されない。

14.6　海上でリタイアした艇は、実行可能であればレース・エリアを離れる前にレース委員会艇にその旨を伝えること。

［SP］帰着後は、速やかに帰着申告を行うとともに、SI14.3 の帰着申告締切時間までにレース・オフィスにある所定の様式に必要事項を記載し、レース委員会に提出しなければならない。

14.7　救助を求める必要がある場合には、「手のひらを広げて（両）手を左右に大きく振り」その意志を表わすこと。

救助の必要がない場合には「こぶしを握った片手を頭上に置き」その意思を表すこと。

14.8　必要とみなされた場合、競技者は自艇を放棄して運営船等に乗艇するよう命じられることがある。この強制救助に対しては、艇からの救済要求の根拠とはならない。これは RRS 61 を変更している

14.9　艇の乗員を救助した者(レース委員会等大会運営者、チームリーダー・コーチその他の支援者等)は、その艇を艇体放棄する場合には、競技者の安全が確保されていることを示すために、ハザード・テープをバウ・アイに結んでおくこととする。

## 15　運営船

15.1　運営船は、以下のように識別される。

| | |
|---|---|
| レース委員会船 | 白色旗 |
| プロテスト委員会船 | 赤色地に白色字で「PROTEST」標記の旗 |
| テクニカル委員会船 | 白色地に黒色字で「T」標記の旗 |

## 16　[DP] 支援チーム

16.1　支援者船は水上にある場合、大会受付時に交付される「ピンク色旗」を掲揚しなければならない。

16.2　レース委員会は、レース委員会信号船に「V 旗」を掲揚したうえで、支援者船に対して無線または口頭でレース・エリアに入った救助活動の協力を要請する場合がある。この場合には、NoR14.5 が適用される。支援者船は可能な限りこの要請に応じなければならない。
これは RRS レース信号 V 旗及び RRS37 を変更している。

16.3　支援者船は、SI14.8 において使用するハザード・テープを 2 個以上搭載しなければならない。ハザード・テープは大会受付時に配布する。

16.4　レース委員会から許可を得た場合を除き、レース・エリア及び大会会場においてドローン等の飛行を禁止する。

## 17　ごみの処分等

17.1　ごみは、運営船または支援者船に渡してもよい。

17.2　競技者は、飲料水、食料、衣類等の荷物を一時的にレース委員会船に預けてもよい。ただし、競技者はレース中にレース委員会船との荷物の受け渡しを行ってはならない。

## 18　[DP] ビブスの着用

18.1　大会 2 日目以降、前日までの成績順位 1 位から 3 位までの艇の競技者は、大会から貸与されるビブスを出艇から帰着までの間、ライフジャケットの上に着用しなければならない。
ビブスはレース・オフィスで貸与され、帰着後に返却しなければならない。

## 19　[SP] トラッキングシステム

19.1　レース委員会により指示があった場合、艇は、主催団体よって選択され、支給される追跡装置（トラッキングシステム）の端末機器を指定された位置に搭載しなければならない。

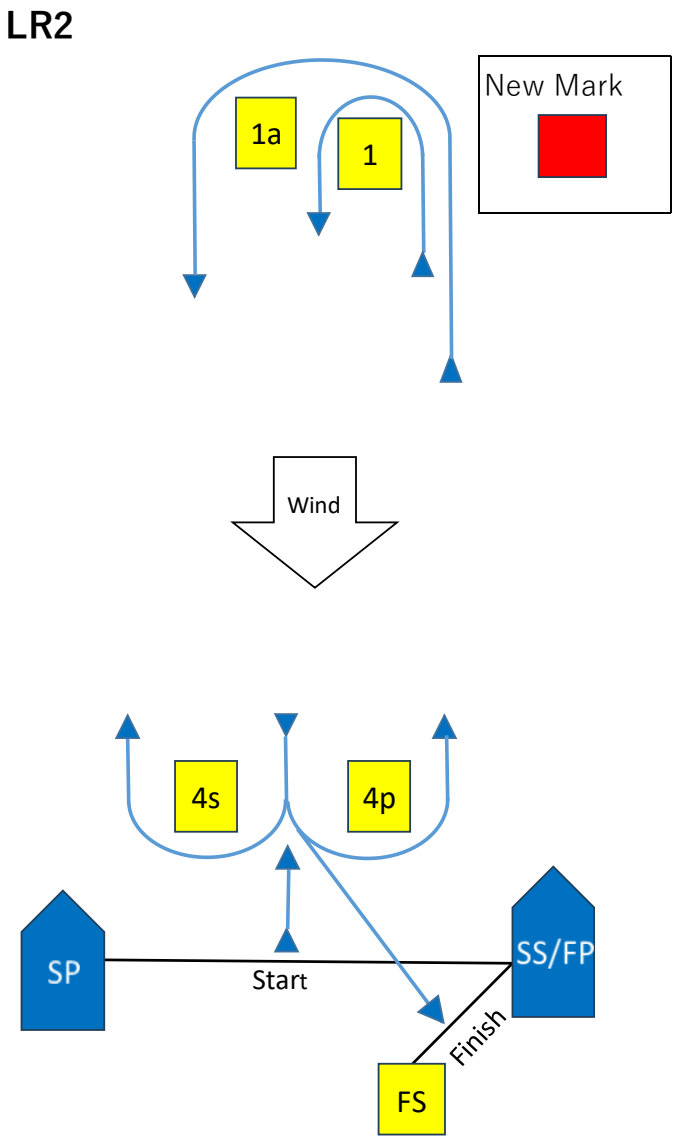
19.2　端末機器は、SI14.2 で行われる出艇申告時に受け取ることができる。端末機器は、帰着申告時に返却しなければならない。

19.3　トラッキングシステムを搭載する艇の指定は、その日の 8 時 30 分までに公式掲示板に掲示される。

## 20　SI 等に関する質問

20.1　SI 等に関する質問は、9 月 18 日(金)までは電子メールで受け付ける。
大会期間中はレース・オフィスに文書で質問書を提出することができる。
質問に対する回答は公式掲示板に掲示される。
電子メールでの質問書送付先:　2026.alljapan.420@gmail.com

## SI 付属文書１「コース図」




Start - 1 - 1a - 4s/4p - 1 - 4p - Finish